

# 説明資料

(諮問第 498 号関係)

- ・ まさば及びごまさば太平洋系群



# まさば及びごまさば太平洋系群に関する 令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更について

令和8年2月  
水産庁

## 1 経緯

(1) まさば及びごまさば太平洋系群については、年によって異なる漁場形成や想定外の来遊の可能性などを勘案して、国の留保を設定している。

国の留保から各管理区分への配分のうち、資源管理基本方針別紙2に定めた方法（いわゆる「75%ルール」）に則り行う、国の留保からの配分に伴う数量の変更については、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事後報告で対応できることとされている。

(2) このことを踏まえて、令和7年12月22日付けで、「75%ルール」に則り下表のとおり国の留保から北海道に対して1,200トンの追加配分を行ったところであるが、後日、当該追加配分は誤った計算に基づき行われたものであることが判明した。

特定水産資源	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
まさば及びごまさば 太平洋系群	北海道	17,200トン	18,400トン	1,200トン
	国の留保	39,100トン	37,900トン	-1,200トン

## 2 数量変更の内容

1のとおり、令和7年12月22日付けで北海道に対して国の留保から追加配分した1,200トンは誤った計算に基づき行われたものであったことから、全量を国の留保に戻すこととしたい。

特定水産資源	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
まさば及びごまさば 太平洋系群	北海道	18,400トン	17,200トン	-1,200トン
	国の留保	36,900トン	38,100トン	1,200トン

## 3 再発防止策

今回の原因は、「75%ルール」の申請に使用するために水産庁より配布したExcelファイルの計算式が誤って改訂されていたこと及び水産庁の確認が不十分であったことにある。このため、以下により再発防止に努める。

- ①水産庁が配布するシート以外のファイルの使用を認めない。
- ②追加配分申請の内容確認を徹底する。

(以 上)